

宇部市新総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変動に対応した本市の新たな市政運営の指針となる宇部市新総合計画（以下「新総合計画」という。）の策定に関する事務の円滑な推進を図るため、宇部市新総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、新総合計画の策定のための調査研究、調整、企画立案その他必要な事項を所掌するものとする。

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、宇部市幹部会議等の設置及び運営に関する規程（平成8年規程第2号）第4条第1項に規定する職（市長及び副市長を除く。）にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、策定本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 本部長は、策定本部の所掌事項に係る専門的な検討及び部門別の計画の企画立案をさせるため、策定本部に専門部会及び総括部会を設置することができる。

2 専門部会は、部会長、副部会長、部会員及び計画員をもって組織する。

3 総括部会は、総括部会長及び部会長をもって組織する。

4 総括部会長、部会長、副部会長及び部会員は本部長が選任し、計画員は部会長が選任する。

5 前条の規定は、総括部会長及び部会長並びに副部会長の任務について準用する。

6 部会長は、所管する専門部会における検討内容及び計画の原案を取りまとめ、総括部会長に報告し、及び提出するものとする。

7 総括部会長は、各専門部会における検討内容及び新総合計画の原案を取りまとめ、本部長に報告し、及び提出するものとする。

(会議)

第6条 策定本部の会議は本部長が、総括部会の会議は総括部会長が、専門部会の会議は部会長が必要に応じ招集し、それぞれが会議の議長となる。

(庶務)

第7条 策定本部及び総括部会の庶務は総合政策部新総合計画策定室において処理し、専門部会の庶務は部会長が属する部等の管理担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が策定本部の会議に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

2 策定本部は、その設置目的を達成したときをもって解散する。